

令和8年度 宮城県内の公立小・中学校等スクールカウンセラー募集要項 【変更版】

宮城県教育庁義務教育課

宮城県教育庁義務教育課では、県内の公立小・中学校等にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の心のケアの充実を図っています。本事業の実施に当たり、令和8年度のスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を募集します。

＜昨年度からの主な変更点＞

1 スクールカウンセラーとスクールカウンセラーに準ずる者をそれぞれ募集します。

→P1＜出願区分＞、P3「採用予定者数」参照

2 出願区分に地域枠を設けています。

→P2＜地域枠＞参照

3 1次選考を一斉に実施します。

→P3 「2 選考について」「(1) 面接日時及び会場」参照

1 出願方法等について

(1) 出願期間 令和7年10月6日(月)から令和7年10月31日(金)まで

※宮城県教育庁義務教育課ウェブページに掲載します。

(2) 出願方法 提出書類のうち、出願区分により該当するものを簡易書留で郵送してください。
出願書類は、角型2号(240mm×332mm)の封筒に「小・中学校等スクールカウンセラー出願書」と朱書きし、密封してください。

令和7年10月31日(金)の消印があるものまでを有効とします。

(3) 出願資格及び出願区分、地域枠について

＜出願資格＞

地方公務員法第16条各号のいずれにも該当せず、健康上問題のない方で、出願区分の①から⑧までのいずれかを満たし、宮城県内及び隣県に在住する方

※地方公務員法 第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 宮城県において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

＜出願区分＞

1 スクールカウンセラー

- ① 公認心理師
- ② 公益財団法人日本臨床心理士会資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ③ 精神科医
- ④ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る。)又は助教の職にある者又はあった者
- ⑤ ①、②又は③の資格試験等に合格し、登録手続き中の者

2 スクールカウンセラーに準ずる者

- ⑥ 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ⑦ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ⑧ 宮城県教育委員会が、上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
(※ 義務教育課指導班に直接お問い合わせください。)

<地域枠>

気仙沼教育事務所管内で勤務することを希望し、2回の再度任用後、次回の公募までの期間（3年間）、当該地域で勤務できる者。（10名程度）

※地域枠に応募した者は1次選考を免除します。

・気仙沼教育事務所管内（気仙沼市・南三陸町）

(4) 提出書類

出願者は、出願区分に応じて、下表の該当する○印の書類を提出すること。

出願書類	出願区分							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
勤務等希望調書（出願調書）	○	○	○	○	○	○	○	○
履歴書（別紙所定様式を用いること。）	○	○	○	○	○	○	○	○
資格証の写	○	○	○					
在職証明書又は実務証明書（任意様式）				○				
資格試験等合格通知の写し及び資格登録申請書等の写し					○			
心理臨床業務や児童生徒を対象に相談業務に就いていたことを証明できる在職証明書又は実務証明書（任意様式）						○	○	
大学院の修了証明書（修了証書の写も可）						○		
大学又は短期大学の卒業証明書（卒業証書の写も可）							○	
【その他】								
※長形3号の封筒に出願者の住所、宛名を記入の上、 <u>110円分の切手を貼付したもの2枚を、上記出願書類に同封して提出すること。</u>								

- ・ 「公認心理師」「臨床心理士」以外に心理臨床に係る資格等がある場合は、それを証明する写しも併せて御提出ください。
- ・ 令和7年度に「公認心理師」「臨床心理士」の試験を受験して合格した方は、合格通知が届いたら速やかに「合格通知」の写しを送付してください。また資格を証明するものが届いたら速やかに書類の写しを送付してください。
- ・ 令和7年度までに、日本臨床心理士会や日本公認心理師協会等が主催の危機対応に係る研修等を受講している方は、受講修了証等の写しも御提出ください。
- ・ 一度受理した提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。
- ・ 受付の確認には応じかねますので、送付した書類の写し等を保存してください。
- ・ 記載事項に虚偽の申告があった場合には、合格を取り消すことがあります。

(5) 出願書類送付先及び問合せ先

〒980-8423

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県教育庁義務教育課指導班 宛て

TEL 022-211-3645

E-mail gikyout@pref.miyagi.lg.jp

（平日 午前8時30分から午後5時15分まで ※土曜日・日曜日・祝日は閉庁）

2 選考について

(1) 選考日時及び会場

1次選考：令和7年12月6日（土） 午前

会場 宮城県総合教育センター

※インフルエンザ等のやむを得ない事由（自己の理由に起因しないもの）により当日受験できない場合は、追選考日（令和7年12月16日（火））に受験する。病気やけが等自己都合による場合は、原則として本選考を受験することになります。

2次選考：令和8年1月8日（木）から令和8年1月20日（火）の指定した日時

（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く）

会場：宮城県行政庁舎又は自治会館、漁信基ビル（出願者ごとに指定した会場）

(2) 選考内容と方法

1次選考：論文

・出題されたテーマについて、800字から1000字以内にまとめる。

2次選考：個別面接

・個人面接を実施する

出願書類、論文、面接、市町村教育委員会報告（現在県内でスクールカウンセラーとして勤務されている方）等により、出願者の中から「令和8年度宮城県公立小・中学校等スクールカウンセラー候補者名簿への登載（名簿登載者）」を決定し、名簿登載者の中から採用者を決定します。

なお、名簿登載者が全て採用されるとは限りません。

(3) 受験票及び日程連絡

出願者には、提出された出願書類をもとに、11月12日（水）以降に受験票・面談票を郵送します。

(4) 選考基準

出願書類、論文、面接、市町村教育委員会報告等について、以下の観点による評価を行い、その結果を総合的に判断し、名簿登載者を決定します。

- ・ スクールカウンセラーとしての資質、適性
- ・ スクールカウンセラーとしての専門性
- ・ 学校教育や教師の職務への理解、組織への適応力、社会性、協調性
- ・ スクールカウンセラーとしての態度、意欲、情熱 等

(5) 結果通知

- ・ 選考結果については、2月中旬に郵送します。2月末日までに通知がない方は、電話でスクールカウンセラー担当までお問い合わせください。
- ・ 採用内定者へは、配置校等の勤務先、年間勤務時間数、報酬等について3月中旬に郵送します。
- ・ 採用手続き中及び採用後に非違行為が発覚した場合は、内定又は採用を取り消します。

(6) 採用予定者数

スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者合わせて140名程度

※ 各教育事務所単位の配置を基本とする。（同教育事務所管内の学校に配置する。）

※ 令和8年度の予算編成により決定する。

(7) 開示について

個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）により、開示請求のあった出願者に、論文審査及び面接等による総合順位のみの開示を行う。

3 職務内容について

スクールカウンセラーは、派遣先の小・中学校等において、概ね以下の職務を行います。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) その他、児童生徒のカウンセリング等に関し派遣先において必要と認められる事項

4 勤務条件等について

- (1) 任用期間 令和8年4月から令和9年3月までの必要と認める期間
- (2) 派遣先 宮城県内の公立小・中学校等（仙台市を除く）
- (3) 配置基準、勤務時間
1校当たり1日5時間、年35回を基準とし、学校規模に応じた配置時間、配置回数とする。
※ 勤務時間は1日原則5時間（別途休憩時間1時間以内）、1週間当たり5日以内、週29時間以内とします。ただし、勤務校の実情に応じ、1日当たりの勤務時間及び勤務回数異なる場合があります。
- (4) 報酬
ア 「1 出願区分①②③④⑤」に定める者は、時間単価5,000円です。ただし、本事業で初めて採用された者は、当該年度に限り時間単価4,000円です。
イ 「1 出願区分⑥⑦⑧」に定める者は、時間単価2,500円です。ただし、本事業で初めて採用された者は、当該年度に限り時間単価2,000円です。
- (5) 各種手当
県の規定により通勤手当を支給します。また、勤務日数によっては期末手当を支給する場合があります。
- (6) 社会保険
原則として加入しませんが、勤務日数によっては加入する場合があります。
- (7) 公務上の災害に対する補償
労働者災害補償保険法又は非常勤職員公務災害補償等条例の定めるところによります。
- (8) 身分
会計年度任用職員とし、県教育委員会と市町村教育委員会の身分を併せ持ちます。
- (9) 服務規律
地方公務員法の適用を受け、信用失墜行為の禁止、守秘義務等の服務規律が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

5 その他

- (1) 募集要項、出願書、勤務等希望調書の様式データは、ウェブページに掲載しております。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gikyoku/r8scentry.html>
- (2) 本事業については、令和8年度当初予算（案）の成立をもって確定されることから、今後予算（案）に変更が生じた場合には、本要項に記載の内容を変更することがあります。